

J R 東海 労申第 1 4 号
2 0 1 6 年 1 2 月 1 9 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

労働協約第 37 条及び 272 条の運用に関する団体交渉開催を求める申し入れ

会社は、J R 東海 労東京車両所分会松井輝道組合員が怪我の治療のために通常の年休を申し込んで取得したにもかかわらず、診断書の提出を強要した。これに疑義をもった松井組合員が苦情申告を行ったが「勤務認証は年休であるが、傷病で 5 日以上休んだので診断書は必要」などとして「労働協約、就業規則の解釈、適応に疑義を生じるものではない」と苦情処理会議の開催を拒否した。

地方苦情処理会議が開催されなかったため、問題解決と労働協約の運用を巡る解釈の一致のために、新幹線地方本部が団体交渉開催を幹鉄事に申し入れたが、「団体交渉開催事項にはあたらない」として開催を拒否した。さらに、新幹線地方本部が、幹鉄事が団体交渉に応じるよう東京都労働委員会にあっせん申請を行い受理されたにもかかわらず、幹鉄事は「あっせん」を受諾しないことが明らかとなった。

すでに、この診断書提出問題では労働協約の解釈・運用を巡って労使間に認識の違いがあることは明白であり、会社の一方的な解釈による強要を看過することはできない。従って、下記の通り年休取得に対して診断書の提出を求めたことに関して、団体交渉の開催を申し入れるので早急に開催し、誠意をもって回答すること。

記

1. 労働協約第 37 条にある「欠勤」の定義を明らかにすること。
2. 「年休」の取得申請に関して、「事由」は必要ないと考えるが貴側の認識を明らかにすること。
3. 勤務発表で確定した「年休」に対して診断書の提出を求める根拠を明らかにすること。
4. 診断書の使用目的を明らかにすること。
5. 診断書の提出を拒んだ場合、勤務発表で確定した「年休」の勤務認証は変更になるのか明らかにすること。

6. 松井組合員が、「労働協約・就業規則の解釈」にかかわる苦情申告をしたにもかかわらず、開催を拒否した理由を明らかにすること。
7. 新幹線地方本部が、「労働協約（第37条及び272条）の運用」に関する団体交渉開催を求めて申し入れたにもかかわらず、開催を拒否した理由を明らかにすること。
8. 幹鉄事は、団体交渉の開催を拒否した後、一度開催を拒否した苦情処理会議を開催したいと新幹線地本に申し出てきた。その理由を明らかにすること。

以 上